



南三陸町

『森里海ひと』地域資源 ブランド推進事業



【はじめに】

『企業のかで地方創生』を合言葉に、民間資金を地域の課題解決や活性化に活用するため平成28年度から政府が実施する「地方創生応援税制」に関しまして、南三陸町は内閣府に申請を行い、此度認定をいただきました。

当町は、東日本大震災により甚大な被害を受け、現在、復興事業に邁進しているところですが、震災の影響もあり、人口減少にも拍車がかかっているのが現状です。

震災からの創造的復興と、人口減少への対応・地域の輝きを取り戻す「地方創生」を共に達成しなければならない厳しい状況におかれている当町ですが、みなさまからの暖かいご支援・ご寄附により、震災前にも負けない、地域の誰もが輝き、誇りをもてる地域とするため努力してまいります。

みなさまのご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

南三陸町長 佐藤 仁

宮城県 南三陸町



《事業②》地域資源活用人材育成事業

《28年度事業費》 4,708千円

特に意欲ある事業者を南三陸町地域資源の付加価値を向上させるためのリーダーと位置付け、将来の南三陸産業を発展させる人材として育成していきます。また、人材育成の過程でプラットフォーム構築後に実施する南三陸ブランド基準の策定を見据えた地域資源の活用方法の検討とブランド管理・育成方法のノウハウを集積していきます。



(ワークショップのイメージ)



シンポジウム「南三陸から世界へ。～持続可能な地域づくりへの挑戦～」
(2016.4.9 主催：㈱アマタ、後援：南三陸町)

《事業③》南三陸資源を活用した活動のための「ワーク」基盤整備支援事業

《28年度事業費》 9,000千円

東日本大震災やFSC認証やASC認証の取得を契機とし、町内の産業団体のみならず、新たな団体が町内で様々な活動をしています。

森と海の国際認証をW取得した当町の強みをより発揮するためには、異業種のこれらの団体が一堂に会して活動できる協働オフィスが整備され、この拠点で異業種の人や知識・アイデアが交錯することにより、新分野・新ブランドといった新たな芽が芽生えることが望ましいと考え、これらの取組を実施する民間の活動に対し、事業費の一部を支援します。

〔協働オフィスには、地域資源を用いた学習支援の拠点として利活用し、地域資源を子どもたちが学べる拠点にもなることも期待しています。〕



〔生ゴミから抽出された液肥を畑(里)に散布する液肥散布車〕
(合)MMR写真提供)



※国際認証W取得時記者会見※ (2016.4.2 於：南三陸町役場)



(子ども達に対する地域資源講座(合同会社MMR提供))

《事業④》国際認証等取得促進事業

《28年度事業費》 9,072千円

南三陸町を代表する地域資源となりうるASC・FSC認証を取得した資源について、今後認証取得の気運を町内の他の団体等へ広げるために、認証を取得した団体と協力し、国際認証取得のために必要な書類・検討事項などの課題や国際認証取得後の効果を整理していきます。



《全体計画（28年度～31年度）》

4年間で地域資源のブランド化への道筋をつけ、震災で大きな被害を受けた一次産業の復興を名実ともに成し遂げるとともに、地域が輝き、人が集うまちづくりを力強く進めてまいります！

《全体事業費》 101,955千円

年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事業イメージ	【スタートアップ】 - PF設立準備委員会(基本構想) (5,075) - 地域資源活用人材育成事業(基盤) (4,708) - 国際認証等取得促進事業(調読整理等) (9,072) - コワーキング基盤整備(備支援事業) (9,000)	【プラットフォーム構築】 - PF設立準備委員会(基本計画・設立行為) (8,000) - ブランド基準検討 (8,000) - 地域資源活用人材育成事業(実践編) (5,000) - 国際認証等取得促進事業(情報) (4,000) 未利用資源活用実証事業 - スキーム構築(設備投資含む) (4,000) - 実証事業(設備投資含む) (8,000) テーマ選定	【プラットフォーム始動】 - PF(プラットフォーム)活動 (各年度10,000) - ブランド基準策定 (2,000) - 先行ブランド認定(2件) (4,000) - ブランド育成事業(情報) (2,000) 地域資源研究 - 研究実施(3件) (6,000) - 成果報告(事業比率等(1件) (4,000)	
事業費	27,955千円	21,000千円	32,000千円	21,000千円

※現段階での計画であり、事業の進捗状況により変更がある。

その中で、「南三陸町バイオマス産業都市構想」を策定し、自然と共に生きていくことを南三陸町全体のスタンスとしたからです。

※ 地方創生応援税制の対象となる寄附金は、内閣府から認定された事業のみです。

※ 企業様から寄附を受けられるのは自治体が各年度の事業を完了した後となります。

※ 寄附の申し出(申し付け)は事業完了前でもお受けできます。事業の詳しい内容に関するお問い合わせについてもお答えいたします。**まずは左記までご連絡願います。**